

国立大学法人上越教育大学情報システム運用基本方針

平成 23 年 4 月 1 日

(情報システムの目的)

第 1 条 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）情報システムは、本法人の理念と使命の実現のため、本法人のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置し、運用するものである。

(運用の基本方針)

第 2 条 前条の目的を達するため、本法人情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用規則により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用し、全学に供用する。

(利用者の義務)

第 3 条 本法人情報システムを利用する者及び運用の業務に携わる者は、国立大学法人上越教育大学情報システム運用基本方針（以下「本方針」という。）及び国立大学法人上越教育大学情報システム運用規則に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第 4 条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、別に定めることができる。